

福井県公認心理師・臨床心理士協会規約

第1章 総則

- 第1条 本会は福井県公認心理師・臨床心理士協会と称する。
- 第2条 本会は、「一般社団法人 日本臨床心理士会」の団体会員として入会・承認された福井県唯一の会である。また、「一般社団法人 日本公認心理師協会」と連携していく。
- 第3条 本会の事務局は、当分の間 「仁愛大学人間学部心理学科 森 研究室」内に置く。

第2章 目的

- 第4条 本会は、会員相互の連携を密にし、心理臨床に関する会員の資質と技能の向上を図るとともに、社会の付託に応えるための諸活動を行うことを目的とする。

第3章 事業

- 第5条 本会は前条の目的を達するために、次の事業を行う。
- (1) 会員の相互研修のために定例研究会（中央および嶺南地区）、各部会別研修会など必要と認める研修会等を開催
 - (2) 県民の心の健康と福祉の増進に関する諸活動と関係機関・団体等への支援
 - (3) 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会および一般社団法人日本臨床心理士会の諸事業に関する協力と発展に資するための諸活動
 - (4) 一般社団法人日本公認心理師協会の諸事業に関する協力と発展に資するための諸活動
 - (5) その他前条の目的を達成するために必要と認める事業

第4章 会員

- 第6条 本会の会員は、正会員（以下、会員と称す）、賛助会員（団体）とする。
- 2 会員の資格は、公認心理師法第28条の規定により公認心理師の登録を受けた者または公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する「臨床心理士」の資格取得者で、原則として福井県内において在勤または在住している者とする。
 - 3 会員は、この規約を遵守し、会の活動に積極的に協力するものとする。また、公認心理師または臨床心理士としての倫理を自覚し、その向上に努めるものとする。

- 4 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、諸事業に協力できる団体で、役員会の承認を得たものとする。
- 5 入会は資格を備えた後、事務局に会長あて入会届と会費納入を併せて行い、退会は同じく退会届を提出するものとする(既に納入済み会費は返還しない)。
- 6 会員が次の各号の一に該当する場合は、本人の意思に関わらず、役員会ならびに総会の議を経て退会として扱うことができる。ただし、第4号の事由によるときは、倫理規程に定められた調査等の手続きを経るものとする。
 - (1) 死亡したとき
 - (2) 公認心理師または臨床心理士の資格を喪失し、いずれでもなくなったとき
 - (3) 会費を3年以上滞納したとき
 - (4) 公認心理師または臨床心理士としての倫理に反する行為や、本会の名誉と信用を著しく失墜させる行為のあったとき

第5章 役員

第7条 本会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 理事 若干名
- (6) 倫理委員 若干名
- (7) 選挙管理委員 4名
- (8) 監査役 2名

第8条 役員の主な責務は次のとおりである。

- (1) 会長は会務を統括し、本会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長は会務を行い、必要により補佐をおくことができる。
- (4) 会計は事務局長のもとで会計を担当する。
- (5) 理事は各部会の運営責任を担い、一般社団法人日本臨床心理士会の関連部会と連携を図り必要な対応を行う。
- (6) 監査役は会計等の監査を行う。

第9条 役員を選出およびその任期については次のとおりとする。

- (1) 会長は、別途定める選挙管理規程による選挙管理委員会の管理のもとで行われる正会員による直接選挙で選出するものとする。

- (2) 事務局長および各理事については会長が役員会に諮り、総会において承認を得るものとする。
- (3) 倫理委員と同委員長は、倫理規程の定める方法で選出する。
- (4) 選挙管理委員と同委員長および監査役は、総会において会員の互選等によって選出する。
- (5) 役員任期は3年間（年次総会まで）とし、再任による継続は原則として一度限りとする。ただし、事務局長および各理事については、この限りとはしない。

第10条 本会に顧問および参与を置くことができる。

- 2 顧問は役員会で推薦のうえ、総会において承認された者とし、役員会等に出席して意見を述べるができる。
- 3 参与は一般社団法人日本臨床心理士会の地方区代議員（福井県選出）を充て、本会会員外の者がその任に就いた時は当人の就任承諾を得るものとし、いずれの場合も役員会等に出席して意見を述べるができる。

第11条 事務局および各部に協力委員を置くことができる。

- 2 協力委員は、事務局長および各理事が会員の意向と双方の同意のもとに選任することとし、事務局および各部の事業推進に協力を行うものとする。

第6章 会議と運営

第12条 本会の会議は総会、役員会（監査役を除く）および各部会とする。

- 2 総会の構成員は正会員とし、会長の招集によって1年に1回開催する。
- 3 総会は正会員の過半数以上（委任状を含む）の出席によって成立する。
- 4 会長は必要に応じて臨時総会を開催することができる。なお、臨時総会については、役員会で認められた場合は、郵送による投票形式で行うことも可能とする。郵送による臨時総会とする場合は、所定の期日までに返送のあったものを出席者とみなし、開票は会員が立ち会える形で行う。
- 5 役員会は必要に応じて会長が招集する。
- 6 各部会は担当理事と協力委員で構成し、理事が招集する。

第13条 総会における議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

- 2 本会の規約改正は総会において、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。
- 3 役員会では、人事（役員推薦や会員の身分に関する事等）、規約改正（案）、活動内容等の事項について審議する。（状況によりメール等での回議も可とする。）
- 4 各部会は随時に開催し、担当する課題について研修や協議等を行う。必要により会長等の役員参加を求めることができるものとし、重要事項については事務局へ報告のうえ会長の裁定を得るものとする。

5 賛助会員は、総会等にあたり予め役員に意見等を提出することができる。

第7章 会費等

第14条 本会の会計は会員の年会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

- (1) 年会費 正会員 4,000 円
- (2) 賛助会員 団体 一口 10,000 円（一口以上の納入とする）
- (3) 研修会等の費用として、必要によりその都度徴収することができる。
- (4) 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第15条 歳費は、原則として予算書に沿って執行しなければならないが、これにより難しい場合は会長等に諮ったうえで処理するものとする。

- 2 会員が会務に携わる際は、原則として無報酬とする。
- 3 前項のほか支払いに関する基準等は別に定める。

第8章 慶弔

第16条 正会員および会長・顧問にあった者が死亡したときは、香料 10,000 円および花輪または供物等を贈ることができる。

- 2 その他、正会員に事故・災害等が生じた際には前条に沿って適宜対応する。

附則

この規約は 1993 年 6 月 15 日から施行する。

この規約は 1997 年 5 月 15 日から施行する。

この規約は 2001 年 5 月 17 日から施行する。

この規約は 2006 年 5 月 20 日から施行する。

この規約は 2007 年 5 月 26 日から施行する。

この規約は 2008 年 5 月 24 日から施行する。

この規約は 2009 年 5 月 23 日から施行する。

この規約は 2010 年 5 月 29 日から施行する。

この規約は 2011 年 5 月 28 日から施行する。

この規約は 2014 年 6 月 1 日から施行する。

この規約は 2018 年 5 月 26 日から施行する。

この規約は 2019 年 3 月 3 日から施行する。

この規約は、施行後 5 年を目途に検証を行い、必要に応じて改廃を行うものとする。